（青色申告書等の提出期間等）

第百七十五条　（略）

2～6　（略）

7　第二項から第四項まで又は第五項ただし書の期間には、一年に満たない事業年度又は連結事業年度の期間（新たに事業を開始した事業年度又は連結事業年度の期間を除く。）及び一年を超える事業年度又は連結事業年度のうちその開始の日から一年を経過した日以後の期間を含めないものとする。

8　（略）

9　次の各号のいずれかに該当するときには、当該各号に掲げる年又は年度の期間を第一項から第四項まで又は第五項ただし書の期間に含めないことができる。

一　新たに事業を開始した年の農業収入金額が零円のとき又は新たに事業を開始した年のうち事業に従事した期間が一年に満たないとき　当該年

二　法人の場合にあっては、新たに事業を開始した事業年度の農業収入金額が零円のとき又は新たに事業を開始した事業年度の期間が一年に満たないとき　当該事業年度

三　連結親法人の場合にあっては、新たに事業を開始した連結事業年度の農業収入金額が零円のとき又は新たに事業を開始した連結事業年度の期間が一年に満たないとき　当該連結事業年度

10　（略）

（保険関係の成立に係る承諾義務の例外）

第百八十条　法第百七十七条第二項の農林水産省令で定める正当な理由は、次に掲げるものとする。

一　保険法第三十条の規定により農業経営収入保険の保険関係を解除されたことがある者であること。

二～六　（略）

（青色申告書等の提出期間等）

第百七十五条　（略）

2～6　（略）

7　第二項から第四項まで又は第五項ただし書の期間には、一年に満たない事業年度又は連結事業年度の期間及び一年を超える事業年度又は連結事業年度のうちその開始の日から一年を経過した日以後の期間を含めないものとする。

8　（略）

9　新たに事業を開始した年（法人にあっては事業年度、連結親法人にあっては連結事業年度。以下この項において同じ。）の農業収入金額が零円の場合は、その年を第一項から第四項まで又は第五項ただし書の期間に含めないことができる。

10　（略）

（保険関係の成立に係る承諾義務の例外）

第百八十条　法第百七十七条第二項の農林水産省令で定める正当な理由は、次に掲げるものとする。

一　保険法（平成二十年法律第五十六号）第三十条の規定により農業経営収入保険の保険関係を解除されたことがある者であること。

二～六　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（農作物共済に関する経過措置）

2　この省令による改正後の第八十七条の規定は、令和四年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、令和三年以前の年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

（園芸施設共済に関する経過措置）

3　この省令による改正後の第百五十七条の規定は、令和三年四月一日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

（農業経営収入保険に関する経過措置）

4　この省令による改正後の第百七十五条の規定は、令和三年四月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。